

平成27年第2回小山町議会5月臨時会会議録

平成27年5月15日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時30分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	11番	真田 勝君	12番	池谷 弘君
	13番	米山 千晴君		

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
理 事	杉澤 晃芳君	危機管理監	羽佐田 武君
企画総務部技監	宮林 辰雄君	まちづくり専門監	溝口 久君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
税 務 課 長	池田 馨君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
小山消防署長	山本 孝信君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	前田 修君	農林課農林振興参事	鈴木 陽一君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
フィルムコミッション支援課長	深澤 高治君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	こども育成課専門監	勝俣 純君
生涯学習課長	大庭 和広君	会計管理者兼会計収納課長	後藤 雅幸君
会計収納推進室長	鈴木 辰弥君	北 郷 支 所 長	遠藤 一宏君
足柄支所長	相原 浩君	須 走 支 所 長	小野 巖君
総務課長補佐	渡辺 辰雄君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君

閉 会 午後2時00分

(議 事 日 程)

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第1  |       | 仮議席の指定について（50音順による）                           |
| 日程第2  | 選挙第2号 | 議長選挙について                                      |
| 日程第3  | 選挙第3号 | 副議長選挙について                                     |
| 日程第4  |       | 議席の指定について                                     |
| 日程第5  |       | 会議録署名議員の指名について                                |
| 日程第6  |       | 会期の決定について                                     |
| 日程第7  |       | 常任委員会委員の指名について                                |
| 日程第8  |       | 常任委員会委員長及び副委員長の選任について                         |
| 日程第9  |       | 議会運営委員会委員の指名について                              |
| 日程第10 |       | 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について                       |
| 日程第11 | 選挙第4号 | 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について                     |
| 日程第12 | 選挙第5号 | 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について                       |
| 日程第13 | 選挙第6号 | 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について                           |
| 日程第14 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（小山町税条例の一部を改正する条例）       |
| 日程第15 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第16 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（小山町介護保険条例の一部を改正する条例）    |
| 日程第17 | 同意第4号 | 小山町監査委員の選任について                                |
| 日程第18 |       | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について                        |

○**議会事務局長（小野克俊君）** 議会事務局長の小野克俊です。本会議に入る前の日程につきましては、私の方から進行をさせていただきます。

初議会に際しまして、込山町長からごあいさつをいただきます。町長、よろしく申し上げます。

○**町長（込山正秀君）** おはようございます。まずは、先の町議会議員選挙におきまして、めでたく御当選されました議員の皆様に改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございました。小山町が希望と活力あふれる元気な町になるよう、今後も一層の御活躍を御期待申し上げます。

さて、このたび私は、多くの町民の皆様、各方面の皆様から力強い御支援をいただき、再び小山町長に任ぜられました。大変光栄なことであり、皆様に感謝申し上げるとともに、町政を担う職責の重さに身の引き締まる思いであります。

私はこの4年間、就任時に掲げた政策提言、小山町を金太郎のような元気な町にする「金太郎大作戦」を実現するため、限られた時間、人、物、金の制約がある中、精一杯走り続けてまいりました。その結果、去る3月に開催した政策提言検証大会において、高評価をいただくことができました。これからは、新たな政策提言「金太郎大作戦第2章」の実現をめざして、全力でスピード感をもって、今後4年間を走りぬく覚悟であります。

それでは、今後の町政運営に係る基本方針を、所信として表明させていただきます。

「金太郎大作戦第2章」には、小山町を元気にするための新たな3つの挑戦を掲げました。

1つ目の挑戦は、「金太郎のように力強い経済、雇用と賑わい創出への挑戦」であります。

まず、雇用の創出についてであります。人口減少が進行し、地域の活力低下が懸念される中、若者の町外への流出を食い止めるためには、町内に雇用の場を創出することが何よりも重要であります。このため、1期目に道筋をつけました三来拠点事業を着実に推進してまいります。このうち、小山パーキングエリア周辺地区では、富士スピードウェイを中心としたモータースポーツ産業や観光施設の集積地として、関連産業や観光施設などの誘致に取り組んでまいります。湯船原地区では、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業として次世代施設園芸や食品加工工場などの誘致を進めるとともに、木質バイオマスと太陽光のハイブリッド発電によるエネルギーの地産地消を実現し、有事の際には電力を供給する仕組を構築し、災害に強い持続可能な分散自立型の地域づくりを実現いたします。さらに、小山町の豊かな森林資源を活かしながら、日本全国や世界へ輸出できる木材産業拠点を形成してまいります。また、足柄サービスエリア周辺地区においては、ショッピング等も楽しめ、富士山、金時山をはじめ、サイクリングやハイキングにも出ていくことのできるような、スポーツ観光の中継・交流拠点として観光拠点施設の誘致を推進してまいります。

次に、賑わいの創出についてであります。駿河小山駅周辺の活性化や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、滞在型の観光を推進する体制の整備に取り組んでまいります。特に観光面では、富士山須走口5合目に、ビジターセンターの建設や駐車場の再整備を行うほか、浅間神社の門前町の形成などに取り組むことにより、観光資源としての魅力を高め、

「富士山世界遺産のまち小山町」を国内外にPRしてまいります。また、「サイクリストが集うまち」として、新たにサイクルステーションの設置や、安全にツーリングするための案内誘導看板の設置などにも取り組んでまいります。

2つ目の挑戦は、「金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境、人口増への挑戦」であります。

人口減少対策を強力に推進し、人口増に転じさせるためには、特に誘致した企業に勤める方や小山町で育った若者を主なターゲットとして定住促進に取り組むとともに、子育てしやすい環境整備を進めていくことが必要であります。定住促進については、不動産バンクを活用して空き家などの物件に関する情報発信の充実に努めるとともに、宅地開発や分譲を進め、居住地の確保に努めてまいります。このほか、若者のUターン支援を強化し、定住につなげていくため、本町から通勤可能な圏内にある仕事の情報提供や、若者と仕事のマッチングなどにより、若者への就職支援を進めるとともに、趣味や仕事のための勉強会などのワークショップを開催し、若者の生きがいを創出してまいります。また、健康福祉会館や金時公園、その他の公園などを整備し、子どもが元気に遊べる場を充実させるほか、子どもに社会性を身につけさせるための通学合宿の充実などにも取り組み、たくましい子を育てる教育を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整えてまいります。

3つ目の挑戦は、「金太郎のような元気を支える福祉、福祉充実への挑戦」であります。

様々な世代の町民が元気に安心して暮らせるよう支援策を強化し、老後まで住み続けたいと思われるようなまちづくりを進めてまいります。私は、町民の皆様が幸せに生活していくためには、健康が第一であると考えております。このため、健康づくりの拠点として健康福祉会館のリニューアルや健康診断受診率の向上などにより、町民の健康づくりや介護予防をサポートしてまいります。また、町民の皆様が安心して暮らしていくためには、万が一の災害に対し、万全の備えをしておくことが重要であります。このため、地域防災計画、富士山噴火に対する避難計画の毎年の見直し・改善、また、有事の際の食料や避難場所の確保や要援護者の支援など、防災・災害対策を強化し「防災日本一のまちづくり」を進めてまいります。さらに、商業施設の誘致などによる買い物環境の充実や公共交通の活性化に取り組み、町民の皆様の利便性の向上に取り組んでまいります。また、若者や子育て層からお年寄り、障がいのある方が広く交流できるように、健康福祉会館や金時公園などの施設を活用した多世代交流コミュニティやふれあいサロンなどによる生きがいの場を創ってまいります。

さて、これらの3つの挑戦の実現のためには、町民との協働が不可欠であります。昨年度までに、小学校区ごとに作成していただいた地域別計画「金太郎計画2020」については、できることから実施していくよう、引き続きまちづくり推進協議会へ支援してまいります。今年度策定する地方創生のための小山町総合戦略と総合計画の後期計画については、町民の皆様との協働により、小山町を明るく元気にしていくための施策を打ち出してまいります。また、行政改革を

推進し政策の実行力を高めるため、官民の人事交流の推進や職員の能力、意識の向上に努め、施策の実施に当たっては、計画、実行、評価、改善を行う、いわゆるPDC Aサイクルを推進してまいります。もちろん、私自身も今までと同様にセールスマンとなって、率先してまちを売り込んでいく所存であります。

以上、私の2期目就任にあたっての所信の一端を述べてまいりましたが、今までに蒔いた種を花開かせ実らせるために、この3つの挑戦に全力で取り組み、身を呈して職を全うしていく決意でございます。今後も、町が一体となって小山町を元気にしていくため、町民の皆様のお力添えをいただきますとともに、議員の皆様におかれましても、より一層の御支援、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（小野克俊君）** ありがとうございます。次に、特別職を紹介となります。

田代副町長、室伏副町長、天野教育長は演壇の前へお進みください。

（田代副町長、室伏副町長、天野教育長が演壇前に並ぶ）

○**議会事務局長（小野克俊君）** それでは、自己紹介をお願いします。

○**副町長（田代 章君）** 副町長の田代章と申します。よろしくお願ひいたします。

○**副町長（室伏博行君）** 同じく副町長の室伏博行と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**教育長（天野文子君）** 教育長の天野文子と申します。よろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（小野克俊君）** ありがとうございます。室伏副町長、天野教育長は席へお戻りください。引き続き、幹部職員等の紹介をします。紹介は、田代副町長が行います。よろしくお願ひいたします。

（企画総務部関係の幹部職員等が演壇前に並ぶ）

○**副町長（田代 章君）** それでは私から部ごとに幹部職員等の紹介をさせていただきます。はじめに企画総務部関係です。企画総務部長の小野 学です。

○**企画総務部長（小野 学君）** おはようございます。小野でございます。よろしくお願ひいたします。

○**副町長（田代 章君）** 理事の杉澤晃芳です。

○**理事（杉澤晃芳君）** 杉澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○**副町長（田代 章君）** 危機管理監の羽佐田 武です。

○**危機管理監（羽佐田 武君）** 羽佐田です。よろしくお願ひいたします。

○**副町長（田代 章君）** 企画総務部技監の宮林辰雄です。

○**技監（宮林辰雄君）** 宮林です。よろしくお願ひいたします。

- 副町長（田代 章君） まちづくり専門監の溝口 久です。
- まちづくり専門監（溝口 久君） 溝口です。どうぞよろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 町長戦略課長の長田忠典です。
- 町長戦略課長（長田忠典君） 長田です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 総務課長の小野一彦です。
- 総務課長（小野一彦君） 小野です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 税務課長の池田 馨です。
- 税務課長（池田 馨君） 池田です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 未来拠点課長の遠藤正樹です。
- 未来拠点課長（遠藤正樹君） 遠藤です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） おやまで暮らそう課長の岩田和夫です。
- おやまで暮らそう課長（岩田和夫君） 岩田です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） そして、議会を担当します総務課長補佐の渡辺辰雄です。
- 総務課長補佐（渡辺辰雄君） 渡辺です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 以上が、企画総務部関係です。

（住民福祉部関係の幹部職員等が演壇前に並ぶ）

- 副町長（田代 章君） 次に、住民福祉部関係です。住民福祉部長の秋月千宏です。
- 住民福祉部長（秋月千宏君） 秋月です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 住民福祉課長の渡邊啓貢です。
- 住民福祉課長（渡邊啓貢君） 渡邊です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 健康増進課長の米山民恵です。
- 健康増進課長（米山民恵君） 米山です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（田代 章君） 防災課長の後藤喜昭です。
- 防災課長（後藤喜昭君） 後藤です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） 小山消防署長の山本孝信です。
- 小山消防署長（山本孝信君） 山本です。よろしくをお願いします。
- 副町長（田代 章君） なお、この他に防災課の防災専門監として中越祥生がおりますが、本日は他の公務の為、欠席させていただいております。

（経済建設部関係の幹部職員等が演壇前に並ぶ）

- 副町長（田代 章君） 次は、経済建設部です。まず、経済建設部長の池谷精市です。

- 経済建設部長（池谷精市君） 池谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 副町長（田代 章君） 建設課長の岩田芳和です。
- 建設課長（岩田芳和君） 岩田です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） 農林課長の前田 修です。
- 農林課長（前田 修君） 前田です。どうぞよろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） 農林課農林振興担当参事の鈴木陽一です。
- 農林課農林振興参事（鈴木陽一君） 鈴木です。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（田代 章君） 商工観光課長の山本智春です。
- 商工観光課長（山本智春君） 山本です。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（田代 章君） 都市整備課長の野木雄次です。
- 都市整備課長（野木雄次君） 野木です。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（田代 章君） フィルムコミッション支援課長の深澤高治です。
- フィルムコミッション支援課長（深澤高治君） 深澤です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） 上下水道課長の池谷和則です。
- 上下水道課長（池谷和則君） 池谷です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） 以上が、経済建設部です。

（教育部関係の幹部職員等が演壇前に並ぶ）

- 副町長（田代 章君） 次は、教育部です。教育部長の田代順泰です。
- 教育部長（田代順泰君） 田代です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） こども育成課長の湯山博一です。
- こども育成課長（湯山博一君） 湯山です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） こども育成課専門監の勝俣 純です。
- こども育成課専門監（勝俣 純君） 勝俣です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） 生涯学習課長の大庭和広です。
- 生涯学習課長（大庭和広君） 大庭です。よろしくお願ひします。
- 副町長（田代 章君） 以上が、教育部です。

（会計収納課と支所の幹部職員等が演壇前に並ぶ）

- 副町長（田代 章君） 最後に、会計収納課と支所になります。会計管理者兼会計収納課長の後藤雅幸です。
- 会計管理者兼会計収納課長（後藤雅幸君） 後藤です。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（田代 章君） 会計収納課会計収納推進室長の鈴木辰弥です。
- 会計収納推進室長（鈴木辰弥君） 鈴木です。よろしくお願ひします。

- 副町長（田代 章君） 北郷支所長の遠藤一宏です。
- 北郷支所長（遠藤一宏君） 遠藤です。よろしくお願いします。
- 副町長（田代 章君） 足柄支所長の相原 浩です。
- 足柄支所長（相原 浩君） 相原です。よろしくお願いいたします。
- 副町長（田代 章君） 須走支所長の小野 巖です。
- 須走支所長（小野 巖君） 小野です。よろしくお願いします。
- 副町長（田代 章君） 以上が、会計収納課及び支所になります。

以上で、幹部職員等の紹介を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議会事務局長（小野克俊君） ありがとうございます。田代副町長は、席へお戻りください。  
本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっていきます。

それでは、年長の込山恒広議員を御紹介します。込山恒広議員、議長席へお着き願います。

（臨時議長 込山恒広君議長席に着く）

- 臨時議長（込山恒広君） ただいま紹介をいただきました込山恒広でございます。  
地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。  
お諮りします。このたびの選挙において、お互いに当選の荣誉に浴し議席を得たのでございますが、初対面の方もいると思いますので、この際、自己紹介をお願いいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（込山恒広君） 御異議ないようでございます。それでは、ただいまより、現在御着席の議席番号順に、順次自席で自己紹介をお願いします。
- 阿部 司君 2期目の阿部 司でございます。原点に戻ってまた一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。
- 池谷 弘君 2期目の一色在住の池谷 弘です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 池谷洋子君 用沢在住の池谷洋子でございます。4期目になりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 遠藤 豪君 1期目の用沢在住の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 梶 繁美君 同じく用沢の梶 繁美です。4期目でございます。何とぞみなさんよろしくお願いいたします。
- 佐藤省三君 吉久保在住の1期目、佐藤省三と申します。よろしくお願いいたします。

- 真田 勝君 議員になって17年。20年に向かって新しい気持ちで頑張っていきたいと思います。  
通称下古城の真田 勝です。よろしく。
- 鈴木 豊君 4年前はそちらの席におりまして、今回こちらの席という議員の立場ということで  
不思議な思いをしております。新人の足柄在住の鈴木 豊です。よろしくお祈いします。
- 菌田豊造君 「I shall return」というつもりでなかったですけど、2期目に入りました菌田  
豊造です。よろしくお祈いします。竹之下です。
- 高畑博行君 藤曲在住の2期目高畑博行です。どうぞよろしくお祈い申し上げます。
- 米山千晴君 須走生まれ、須走育ち。3期目米山千晴でございます。よろしくお祈いいたします。
- 渡辺悦郎君 須走在住、2期目の渡辺悦郎でございます。よろしくお祈いいたします。
- 込山恒広君 最後に私が自己紹介させていただきます。一色の込山恒広でございます。よろしく  
お祈いいたします。

議 事

午前10時30分 開会

○臨時議長（込山恒広君） ただいま出席議員数は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成27年第2回小山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

日程第1 仮議席の指定について（50音順による）

○臨時議長（込山恒広君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

日程第2 選挙第2号 議長選挙について

○臨時議長（込山恒広君） 日程第2 選挙第2号 議長選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれの方法をとるか御発言願います。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（込山恒広君） ただいま、投票との発言がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議 場 閉 鎖）

○臨時議長（込山恒広君） ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、阿部 司君及び池谷 弘君を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（込山恒広君） 御異議なしと認めます。したがって、立会人に阿部 司君及び池谷 弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投 票 用 紙 配 付）

○臨時議長（込山恒広君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は前へお願いします。

（投 票 箱 点 検）

○臨時議長（込山恒広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(投 票)

○臨時議長（込山恒広君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。

阿部 司君及び池谷 弘君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長（込山恒広君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 3 票

うち、有効投票 1 1 票

無効投票 2 票です。

有効投票のうち

米山 千晴君 8 票

池谷 洋子君 2 票

高畑 博行君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、米山千晴君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○臨時議長（込山恒広君） ただいま議長に当選された米山千晴君が議場におられますので、小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました米山千晴君、あいさつをお願いします。

○議長（米山千晴君） 一言ごあいさつ申し上げます。

このたび議長に選出されましたことは、まことに身に余る光栄でございます。その責任の重大さを痛感するとともに、身が引き締まる思いでございます。我が国における社会経済情勢は大きな変革の時期を迎えております。それに伴って小山町議会を取り巻く環境の変化も厳しいものがございます。地方分権社会を真のものとするため、また、町政の発展と町民福祉の向上を図るため、議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能の強化とともに、住民に親しまれ信頼される議会の実現に向け、町議会の公正で公平な議会の運営に誠心誠意努力してまいり所存であります。どうぞ、皆様方の御支援御協力を心からお願い申し上げ、私の就任の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（込山恒広君） これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力あり

がとうございました。

米山千晴議長、議長席にお着きをお願いします。

(議長 米山千晴君議長席に着く)

○議長(米山千晴君) ただいまより議長の職務を行います。どうかよろしく願いいたします。

---

日程第3 選挙第3号 副議長選挙について

○議長(米山千晴君) 日程第3 選挙第3号 副議長選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法ですが、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の方法がありますが、いずれかの方法をとるかを御発言願います。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) ただいま、投票との発言がありましたので、選挙は投票といたします。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(米山千晴君) ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、阿部 司君及び池谷 弘君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、立会人に阿部 司君及び池谷 弘君を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(米山千晴君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(米山千晴君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(米山千晴君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

開票を行います。

阿部 司君及び池谷 弘君、開票の立ち会いをお願い申し上げます。

(開 票)

○議長(米山千晴君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

うち、有効投票 13票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

池谷 弘君 10票

高畑 博行君 2票

池谷 洋子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、池谷 弘君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○議長(米山千晴君) ただいま副議長に当選されました池谷 弘君が議場におられます。小山町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました池谷 弘君、あいさつをお願いいたします。

○副議長(池谷 弘君) ただいま副議長の選任を頂きました池谷 弘でございます。私は、米山議長を補佐し、小山町議会の活性化を更に進めて行く所存でございます。私たちは、町民の代表として町民の声を町政に反映し、また、これから小山町の将来に重要な影響を与える大きなプロジェクトが進行しております。私たちは、真摯にこのものを検討し小山町発展に寄与したいと考えております。ぜひ、皆様方の御支援御協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

---

日程第4 議席の指定について

○議長(米山千晴君) 日程第4 議席の指定についてを行います。

議席の指定方法は、会議運営等規程第2条別表第1第2項第3号の規定により、当選回数のない順とし、当選回数と同じ場合は抽選により決定いたします。当選回数別の50音順に、職員が持ち回る抽選棒を自席で引いていただき、その番号順といたします。なお、正・副議長の議席は、会議運営等規程第2条別表第1第2項第4号の規定により、最終番号の議席を議長、その前の番号議席を副議長とします。すなわち、議長13番、副議長12番としますので御了承願います。

これをもって、会議規則第4条第1項の規定による議長指定とします。

それでは、抽選を行います。

(議 席 の 抽 選)

○議長（米山千晴君） 抽選は終わりました。

抽選の結果を事務局長から発表します。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、抽選の結果を発表いたします。

阿部 司議員	6番	池谷 弘議員	12番
池谷 洋子議員	9番	遠藤 豪議員	1番
梶 繁美議員	8番	込山 恒広議員	10番
佐藤 省三議員	2番	真田 勝議員	11番
鈴木 豊議員	3番	藺田 豊造議員	5番
高畑 博行議員	4番	米山 千晴議員	13番
渡辺 悦郎議員	7番		

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（米山千晴君） ただいまの発表のとおり、議席を指定します。

ここで、議席の名札の整理と席替えをいたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長（米山千晴君） 日程第5 会議録署名議員の指名についてを行います。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 遠藤 豪君、2番 佐藤省三君を指名します。

---

日程第6 会期の決定について

○議長（米山千晴君） 日程第6 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は5月15日、本日1日と決定しました。

なお、会期中の審議予定表及び議案をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

---

日程第7 常任委員会委員の指名について

○議長（米山千晴君） 日程第7 常任委員会委員の指名についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。ここで暫時休憩して、その間に煮詰めていただき、煮詰めのできたところで議長が指名したいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員の指名は休憩中に煮詰めて願い、煮詰めのできたところで議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時34分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、煮詰めを願った結果を、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、休憩中に煮詰めました常任委員会委員を御報告いたします。

まず、総務建設委員会でございます。

議席番号	1番	遠藤 豪	4番	高畑 博行	6番	阿部 司
	8番	梶 繁美	11番	真田 勝	12番	池谷 弘
	13番	米山千晴議員です。				

続きまして、文教厚生委員会委員6人です。

議席番号	2番	佐藤 省三	3番	鈴木 豊	5番	藪田 豊造
	7番	渡辺 悦郎	10番	池谷 洋子	11番	込山 恒広

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（米山千晴君） お諮りします。ただいま報告のとおり、常任委員会委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、総務建設委員の7名には、遠藤 豪君、高畑博行君、阿部 司君、梶 繁美君、真田 勝君、池谷 弘君、私、米山千晴。

文教厚生委員の6名には、佐藤省三君、鈴木 豊君、藪田豊造君、渡辺悦郎君、池谷洋子君、込山恒広君、以上の諸君をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。私の所属している常任委員会は総務建設委員会ではありますが、議長は議会

全体の統制や議事の整理者として職務を行うべきと考え、この際、総務建設委員を辞退したいと思えます。これに同意願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) それでは、総務建設委員を辞退します。

---

日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長(米山千晴君) 日程第8 常任委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会においてそれぞれ委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、各常任委員会ごとに推選を願い、それをもって本会議における選任としたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の委員長及び副委員長は、各常任委員会で推選された者を選任することに決定しました。

ここで午後1時まで休憩といたします。その間に各常任委員会で煮詰めて頂きたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

午前11時37分 休憩

---

午後1時16分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

それではここで、各常任委員会で推選された委員長及び副委員長を、事務局長から報告させます。

○議会事務局長(小野克俊君) それでは、総務建設正副委員長と文教厚生正副委員長の氏名を発表させていただきます。

総務建設委員長に、遠藤 豪議員 副委員長に、高畑博行議員

文教厚生委員長に、渡辺悦郎議員 副委員長に、佐藤省三議員

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(米山千晴君) お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、総務建設委員長に遠藤 豪君、総務建設副委員長に高畑博行君、文教厚生委員長に渡辺悦郎君、文教厚生副委員長に佐藤省三君を選任したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、総務建設委員長に遠藤 豪君、総務建設副委員長に高畑博行君、文教厚生委員長に渡辺悦郎君、文教厚生副委員長に鈴木 豊君、以上の諸君が選任されました。

報告します。本臨時会に出席しておりました当局側の天野教育長については公務出張の為、午後の会議を欠席しております。

---

日程第9 議会運営委員会委員の指名について

○議長（米山千晴君） 日程第9 議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員は議長が会議に諮って指名することになっております。委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員の定数は6名です。

お諮りいたします。議会運営委員会委員に、

1番 遠藤 豪君 3番 鈴木 豊君 6番 阿部 司君

7番 渡辺悦郎君 11番 真田 勝君 12番 池谷 弘君

以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に、1番 遠藤 豪君、3番 鈴木 豊君、6番 阿部 司君、7番 渡辺悦郎君、11番 真田 勝君、12番 池谷 弘君、以上の諸君を指名することに決定いたしました。

---

日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第10 議会運営委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議会において議会運営委員の中から選任することになっております。

お諮りします。委員長及び副委員長の選任については、議長が推選し、それをもって本会議における選任といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、議長が推選することに決定いたしました。

それでは、ここで議会運営委員会委員長に真田 勝君、副委員長に鈴木 豊君を推選いたします。

お諮りいたします。ただいま推選したとおり、委員長に真田 勝君、副委員長に鈴木 豊君を選任したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に真田 勝君、副委員長に鈴木 豊君が選任されました。

---

日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（米山千晴君） 日程第11 選挙第4号 御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、組合同約第5条及び第6条第1項の規定により、小山町議会から議員5名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は、従来から慣例により、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。推選の方法は、議長において指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に、

3番 鈴木 豊君    4番 高畑博行君    7番 渡辺悦郎君  
8番 梶 繁美君    11番 真田 勝君

以上5名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5名を、御殿場市・小山町広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、3番 鈴木 豊君、4番 高畑博行君、7番 渡辺悦郎君、8番 梶 繁美君、11番 真田 勝君が御殿場市・小山町広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鈴木 豊君外4名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙について

○議長（米山千晴君） 日程第12 選挙第5号 駿東地区交通災害共済組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合同約第5条の規定により、小山町議会から議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに御異議はありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿東地区交通災害共済組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、議長を指名し、当選人としたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、駿東地区交通災害共済組合議会議員に米山千晴が当選しました。

---

日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙について

○議長(米山千晴君) 日程第13 選挙第6号 駿豆学園管理組合議会議員の選挙についてを行います。

本選挙は、組合同規約第6条第1項の規定により、小山町長及び小山町議会の議員の中から、組合議員1名を選出するものです。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。駿豆学園管理組合議会議員については、従来から関係市町の申し合わせもありますので、町長である込山正秀君を指名し、当選人としたいと思います。御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、駿豆学園管理組合議会議員に込山正秀君が当選されました。

ただいま当選されました込山正秀君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長(米山千晴君) ここで報告します。ここからの日程につきましては、関係する課長等の出席とし、関係しない課長等は退席しますので5分間休憩します。

午後1時27分 休憩

---

午後1時33分 再開

---

日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い地方自治法の規定に基づき、小山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 補足説明を求めます。企画総務部長小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例等の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、原則として平成27年4月1日から施行することとされました。また、二輪車等に係る軽自動車税の改正規定は公布の日の平成27年3月31日に施行されました。小山町税条例は、地方税法に基づいた条例であり、今回の一部改正についても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日に専決処分をし、原則、平成27年4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い、法人番号に対する規定の追加、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限の延長、ふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに控除が受けられる仕組みの導入、固定資産税の土地課税に対する負担調整の延長、二輪車等の税率の引上げの延期、軽自動車の四輪車等のグリーン化特例の導入、町たばこ税の旧3級品の特例の廃止が主な改正内容であります。

それでは、主な内容を条文の順に、説明いたします。

お手元の、条例改正資料新旧対照表「小山町税条例等の一部を改正する条例」の2ページをお開き願います。第31条第2項の改正は、4ページに記載のとおり、法人町民税均等割の税率について、税率適用区分の基準にかかる改正を行っております。次に22ページから24ページをご覧ください。附則第7条の3の2の改正は、個人住民税の住宅借上金等特別税額控除について、対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長するものであり、控除期間が10年であることから、

その対象年度についても、平成39年度から平成41年度まで2年度間延長するものであります。

次に、附則第9条と26ページの附則第9条の2では、個人町民税の寄附金控除額に対して、申告特例を新たに規定したものであります。これは、「ふるさと納税ワンストップ特例」と言われ、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除が受けられるよう、控除申請を寄附先の都道府県又は市町村が本人に代わって行うよう要請できるものとしたものであります。

次に、32ページの附則第11条の2、34ページの附則第12条及び36ページの附則第13条では、土地の固定資産税の特例、土地の価格の特例、宅地等の固定資産税の特例及び農地に対して課する固定資産税について、現行の特例が3年間延長されたことにより条文の整備を行っております。

次に40ページ、42ページをお願いいたします。附則第16条では、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その排出ガス性能及び燃費性が優れ、環境負荷の小さなものは、その達成基準により、平成28年度分の税率を軽減する特例措置を適用することを規定したものであります。

次に、41ページ、42ページ下段の附則第16条の2たばこ税の税率の特例は、「エコー」や「わかば」等の旧3級品のたばこに係る特例を平成28年度から段階的に廃止することから削除したものであります。

次に、46ページからの第2条関係では、平成26年3月31日に専決処分をし、平成26年議会6月定例会で報告、承認をいただきました、小山町税条例等の一部を改正する条例（平成26年小山町条例第7号）を改正したもので、48ページ中段の附則第4条軽自動車税に関する経過措置の第2項は、平成27年度分の課税から適用することとしておりました原動機付自転車及び二輪車に係る引上げ税率の適用を、1年延期し、平成28年度分の軽自動車税から適用することに伴う改正であります。また、52ページの第3条関係は、平成26年議会12月定例会で議決をいただきました小山町税条例等の一部を改正する条例（平成26年小山町条例第20号）で、原動機付自転車等と同様に平成27年度分の課税から適用することとしておりました軽自動車税の小型特殊自動車の農耕作業用のもの等につきましても、税率引き上げを1年延期し、平成28年度課税分から適用することに伴う改正であります。

その他の改正につきましても、今回の地方税法等の改正に合わせた所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

説明は、以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

---

日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(米山千晴君) 日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、住民福祉部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長(米山千晴君) 補足説明を求めます。住民福祉部長秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてであります。

地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をし、平成27年4月1日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものであり、国民健康保険税のうち基礎課税額の賦課限度額を1万円引上げ52万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を1万円引上げ17万円に、介護納付金課税額の賦課限度額を2万円引き上げ16万円とするものであります。

また、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者一人につき加算する額を5

割軽減では1万5,000円増額し26万円に、2割軽減では2万円増額し47万円とするものであります。

また、平成25年に改正し、平成29年1月1日施行の小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例において、施行期日が一部平成28年1月1日となりましたので、合わせて附則で改正するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定いたしました。

---

日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（米山千晴君） 日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町介護保険条例の一部を改正する条例）についてであります。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が、平成27年4月10日に公布されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、小山町介護保険条例の一部を改正する条例を同日に専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、住民福祉部長から、補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 補足説明を求めます。住民福祉部長秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町介護保険条例の一部を改正する条例）についてであります。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が、平成27年4月10日に公布され、同日から施行されました。小山町介護保険条例は、介護保険法施行令等に基づく条例であり、今回の一部改正につ

いても施行令と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月10日に専決処分をし、同日施行としましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めめるものであります。

今回の改正は、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化を行うものであります。条例第2条に1項を加え、所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に0.05ポイント引き下げ、平成27年度から28年度までの各年度における保険料を年2万9,700円とするものであります。

なお、附則において、介護保険法施行令の一部を改正する政令に合わせ公布の日である4月10日から施行するものとし、改正後の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の保険料については適用しないと規定しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定いたしました。

---

日程第17 同意第4号 小山町監査委員の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第17 同意第4号 小山町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、込山恒広君の退場を求めます。

（込山恒広君 退場）

○議長（米山千晴君） 町長から提案理由の説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第4号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員は、識見を有する者及び議員のうちからそれぞれ選任することとされております。御承知のとおり、議員より選任されております監査委員の任期が平成27年4月30日で満了となりましたので、新たに選任をお願いするものであります。

す。

御提案申し上げました込山恒広議員は、人格、識見ともに優れている方で、委員として適任者でございますので、どうかご審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成31年4月30日までとなります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 町長の説明は終わりました。

これから質疑を行います。町長の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員であります。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

ここで込山恒広君の入場を求めます。

（込山恒広君 入場）

○議長（米山千晴君） ただいま議題となりました小山町監査委員の選任の件について、込山恒広君が議場におられますので、同意された旨告知します。

---

日程第18

議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（米山千晴君） 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第76条の規定により、議会運営の効率化及び議長の諮問等に関する調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。この調査期間は、委員の任期中であります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これにて議事を閉じ、平成27年第2回小山町議会臨時会を閉会します。

午後2時00分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

臨時議長 込山 恒 広

議会議長 米山 千 晴

署名議員 遠藤 豪

署名議員 佐藤 省 三